



鳥取県公報

平成 29 年 1 月 13 日 (金)
第 8 8 6 5 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	指定障害福祉サービス事業の廃止の届出 (22) (東部福祉保健事務所) 2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (23) (企業支援課) 2
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (24) (水産課) 2
	地域森林計画の決定 (25) (林政企画課) 3
	地域森林計画の変更 (2件) (26・27) (〃) 3
	県道の区域の変更 (28) (道路企画課) 3
	急傾斜地崩壊危険区域の指定 (29) (治山砂防課) 3
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (30) (西部総合事務所地域振興局) 4
	指定居宅サービス事業の廃止の届出 (31) (西部総合事務所福祉保健局) 4
	指定介護予防サービス事業の廃止の届出 (32) (〃) 5
	採石法による採取計画の認可の公表 (33) (西部総合事務所日野振興センター) 5
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出に対する知事の意見 (住まいまちづくり課) 5
	森林法による開発行為の許可 (東部農林事務所) 6
	土地収用法施行令に基づく公示通知 (県土総務課) 6
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 6
	猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の開催 (〃) 7
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (東部県税事務所) 8
	一般競争入札の実施 (鳥取県立厚生病院) 11
	随意契約の相手方の決定 (教育委員会事務局教育環境課) 14

告 示

鳥取県告示第22号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、指定障害福祉サービス事業者から指定障害福祉サービスの事業を廃止した旨の届出があったので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成29年1月13日

鳥取県東部福祉保健事務所 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害福祉サービス事業を行っていた事業所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
N P O 法人就労支援センター和貴の郷	鳥取市河原町長瀬61-11	和貴の郷	鳥取市河原町長瀬61-11	就労継続支援A型	平成29年1月1日

鳥取県告示第23号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗について同法第5条第1項第5号に掲げる事項の変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要等を告示し、関係書類を縦覧に供する。

平成29年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
S - m a r t 吉成店 鳥取市吉成779-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社エスマート 代表取締役 川木 光義
鳥取市湖山町北三丁目303
- 3 変更する事項
施設の配置に関する事項
駐輪場の位置
次のとおりとする。
- 4 変更年月日
平成29年1月31日
- 5 届出年月日
平成28年12月26日
- 6 縦覧に供する書類
届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成29年1月13日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取県商工労働部企業支援課及び鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課
- 9 意見書の提出
大規模小売店舗の変更にし意見書を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を8の場所で縦覧に供する。）

鳥取県告示第24号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加 入 区	漁 業 の 区 分
鳥取酒津加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第25号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を立てたので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成29年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第26号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成29年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第27号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第5項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更したので、同法第6条第7項の規定により告示する。

平成29年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第28号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成29年1月13日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成29年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員	敷地の延長
			(メートル)	(メートル)
伏野覚寺 線	鳥取市湖山町北二丁目148地先から同市湖山町北一丁目553地先まで	変更前	9.2～29.2	822.3
		変更後	13.3～29.2	822.3

鳥取県告示第29号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 名称

水口地区急傾斜地崩壊危険区域

2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱 1 号から標柱12号までを順次に直線で結んだ線及び標柱 1 号と標柱12号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
八頭郡八頭町水口字溝口611	1 号
八頭郡八頭町水口字向山404- 2	2 号
八頭郡八頭町水口字向山404- 1	3 号から 6 号まで
八頭郡八頭町塩上字小松尾630地先水路敷	7 号
八頭郡八頭町水口字下土居672	8 号
八頭郡八頭町水口字上土居185地先道路敷	9 号
八頭郡八頭町水口字上ミ田92- 2	10号
八頭郡八頭町水口字上ミ田88- 2	11号
八頭郡八頭町水口字上ミ田89	12号

鳥取県告示第30号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成29年2月27日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成29年1月13日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

1 申請のあった年月日

平成28年12月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人明るい生活

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

田中 小百合

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市車尾二丁目2-32

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、学生や子育てが一段落した女性、退職者など新しい環境で生活しようとしている人や、NPO法人事務局などに対して、職場体験や演劇公演の企画運営、NPO法人・芸術団体の事務局サポートに関する事業を行い、就業率が上がり、家庭・職場・地域でのコミュニケーション力が高まることで、幸福感を持って生活する人を増やすことに寄与することを目的とする。

鳥取県告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月13日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種類
株式会社ホッ	訪問看護ステ	米子市両三柳	平成28年12月13日	平成28年12月31日	訪問看護、居宅

と・ケア24	ーションホッ と・ナース24	323-1			療養管理指導
社会福祉法人 鳥取県厚生事 業団	皆生みどり苑 デイサービス センター	米子市皆生新 田二丁目3-1	〃	平成29年3月31日	通所介護
青空交通有限 会社	青空交通ケア センター	米子市米原五 丁目10-21	平成28年12月20日	平成28年12月20日	福祉用具貸与

鳥取県告示第32号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成29年1月13日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

事業者の名称 又は氏名	指定に係る事 業所の名称	指定に係る事 業所の所在地	届出年月日	廃止年月日	サービスの種 類
株式会社ホッ と・ケア24	訪問看護ステ ーションホッ と・ナース24	米子市両三柳 323-1	平成28年12月13日	平成28年12月31日	介護予防訪問 看護、介護予防 居宅療養管理 指導
社会福祉法人 鳥取県厚生事 業団	皆生みどり苑 デイサービス センター	米子市皆生新 田二丁目3-1	〃	平成29年3月31日	介護予防通所 介護
青空交通有限 会社	青空交通ケア センター	米子市米原五 丁目10-21	平成28年12月20日	平成28年12月20日	介護予防福祉 用具貸与

鳥取県告示第33号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月13日

鳥取県西部総合事務所日野振興センター所長 藤 本 好 正

名称及び代表 者の氏名	主たる事務所 の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在 地及び面積	採取をする岩石 の種類及び数量	採取の期間	
株式会社ケイ ナン 代表取締役 山根 弘	島根県仁多郡 奥出雲町横田 1536	日野郡日野町 高尾字シャジ キ302-1他32 筆 (175,808平方 メートル)	結晶片岩 (1,227,640立 方メートル)	平成28年12月26日 から平成33年12月 25日まで	平成28年12月20日

公 告

平成28年10月21日付鳥取県公報第8844号で公告した（仮称）トライアル鳥取叶店に係る鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づく大規模店舗の設置

の届出について、条例第11条第2項の規定に基づき、意見がない旨を届出者に通知したので、同条第3項の規定により公告する。

なお、このことに異議があるときは、条例第12条第1項の規定に基づき平成29年1月27日までに知事に意見書を提出することができる。

平成29年1月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例（平成17年鳥取県条例第96号）第16条の規定により次のとおり公表する。

平成29年1月13日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 西 尾 博 之

開発者の氏名又は名称及び代表者の氏名	開発者の住所又は主たる事務所の所在地	開発行為を行う土地の所在地	開発行為の目的	土地の面積			開発行為の工期	開発行為の許可年月日
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
有限会社仁徳砂利 代表取締役 岡村文美子	鳥取市面影二丁目18-43	鳥取市細見地内	真砂土の採取	3.3298ヘクタール	3.3298ヘクタール	1.6083ヘクタール	平成28年12月28日から平成31年12月27日まで	平成28年12月28日

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示による通知をする。

平成29年1月13日

鳥取県収用委員会会長 松 本 啓 介

1 通知を受けるべき者の住所及び氏名

住所 不明（タイ王国パトゥムタニー県タンヤブリー郡プラチャーティパット町）

氏名 表 欣吾

2 公示事項

鳥取市起業の「国府簡易水道事業（広西配水池整備）及びこれに伴う管理用道路整備工事（鳥取県鳥取市国府町広西字大谷地内）」に係る土地収用事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づく平成28年12月27日付鳥取委第30号の通知は、当人の住所が不明のため送付することができない。よって、当該通知は、鳥取県収用委員会事務局（鳥取県県土整備部県土総務課内）（鳥取市東町一丁目220）において保管し、いつでもこれを交付するので、同人は当庁に出頭の上受領されたい。

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成29年1月13日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成29年2月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階 第29会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
		平成29年2月23日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

- (1) 講習時間 3時間
- (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
 - イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地为管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の5第1項の規定により猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）を次のとおり開催する。

平成29年1月13日

鳥取県公安委員会委員長 小 谷 文 夫

1 受講対象者

鳥取県内に住所を有する者のうち現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃を所持しているもの

2 開催の日時、場所等

散弾銃以外の猟銃を使用して行う技能講習

大口径ライフル銃又はライフル銃以外の猟銃を使用するもの

日 時	場 所	射撃の実施方法	使用実包	受講定員
平成29年2月21日 午前10時から午後 4時まで	岡山市北区御津伊田2291 御津ライフル射撃場	大口径ライフル銃 等射撃	大口径ライフル銃等に適合する実包	6人
平成29年2月28日 午前10時から午後 4時まで	〃	〃	〃	〃

3 講習課目

- (1) 猟銃の操作
 - ア 猟銃の保持その他猟銃の基本的な取扱い
 - イ 猟銃の点検

- ウ 実包の装てん及び抜出しその他実包の取扱い
- エ 射撃の姿勢及び動作
- (2) 猟銃の射撃
 - 固定されている標的に対する射撃
- 4 受講申込手続
 - 所定の受講申込書を受講日の10日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。
- 5 講習受講手数料及びその納付方法
 - (1) 講習受講手数料 12,300円
 - (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。
この場合、消印しないこと。
- 6 携行品
 - (1) 技能講習に対応した銃砲及び実包
 - (2) 猟銃・空気銃所持許可証
 - (3) 技能講習通知書
- 7 その他
 - 詳細については、鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）又は住所地を管轄する警察署に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

鳥取県東部県税事務所長 明 里 利 彦

- 1 調達内容
 - (1) 調達案件の名称及び数量
 - 鳥取県東部庁舎で使用する電気の供給
 - 予定使用電力量（供給期間総計） 2,716,740キロワット時
 - ※ 氷蓄熱分使用予定夜間電力量 14,787キロワット時を含む。
 - ※ 予定使用電力量は、平成27年9月から平成28年8月の使用実績を参考に1年当たりの予定使用電力量を決定し、これに3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。
 - (2) 調達案件の仕様
 - 入札説明書による。
 - (3) 供給期間
 - 平成29年4月1日から平成32年3月31日までとする。ただし、平成29年度以降において、この本件公告に示した調達案件に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、契約の全部又は一部を解除できるものとする。
 - (4) 供給場所
 - 鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎
 - (5) 入札書の記載方法等
 - 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があ

るときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他に登録され、かつ、その営業内容に電力供給その他これに類する業務を含んでいること。
なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成29年1月27日(金)正午までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成29年1月13日(金)から同年2月28日(火)(再度入札を行う場合にあっては当該入札の開札日)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成29年1月13日(金)から同年2月28日(火)(再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成29年2月15日(水)において、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (6) 鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針(平成28年12月14日策定)に基づく入札参加資格の要件を申請日現在において満たしている者又は開札日現在において満たす見込みがある者であること。

3 契約担当部局

鳥取県東部県税事務所

4 入札手続等

- (1) 入札に関する問合せ先
〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176
鳥取県東部県税事務所課税課庁舎管理・総務担当
電話 0857-26-3502
- (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する審査申請書類の提出先及び問合せ先
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課
電話 0857-26-7431
- (3) 入札説明書の交付方法
平成29年1月13日(金)から同月27日(金)までの間にインターネットの鳥取県東部県税事務所のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/t-kenzei/>)から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。
ア 交付期間及び交付時間
平成29年1月13日(金)から同月27日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで。
イ 交付場所
(1)に同じ。
- (4) 郵便等による入札
可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月28日（火）午後1時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月27日（月）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市立川町六丁目176 鳥取県東部庁舎 第401会議室（4階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を、4の(1)の場所に平成29年2月15日（水）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額（以下「支払予定年額」という。）の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(3) 契約書作成の可否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を供給できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落

札者とすることがある。

なお、落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Government Tobu Office building 2,716,740 kWh

(2) Delivery period : From 1 April, 2017 through 31 March, 2020

(3) Delivery place : 6-176 Tachikawacyo, Tottori-shi, Tottori 680-0061 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 15 February, 2017

(5) Date and Time for the submission of tenders : 1:30 PM 28 February, 2017

Date and Time for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 27 February, 2017

(6) Please contact : Tottori Prefectural Government Tobu Office 6-176 Tachikawacyo, Tottori-shi, Tottori 680-0061 Japan TEL 0857-20-3502

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年1月13日

鳥取県立厚生病院長 井 藤 久 雄

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

鳥取県立厚生病院で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計）12,142,848キロワット時（1年当たり4,047,616キロワット時）

※ 予定使用電力量は、平成26年度、27年度及び28年度10月までの各月の平均使用実績から算出した1年当たりの電力量に3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成29年4月1日から平成32年3月31日まで

なお、平成29年度以降において、本件業務に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(5) 入札書の記載方法等

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分がその他の委託等のその他（電力供給その他これに類する営業に限る。）であること。
なお、当該業種区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書を平成29年1月20日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。
- (3) 平成29年1月13日（金）から同年2月28日（火）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成29年1月13日（金）から同年2月28日（火）（再度入札を行う場合にあつては、当該入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 平成29年2月10日（金）において、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき小売電気事業者としての登録を受けている者であること。
- (6) 申請日現在において、「鳥取県電力の調達に係る環境配慮方針」（平成28年12月14日策定）に基づく入札参加資格の要件を満たしている者又は満たしていない者で開札までに入札参加資格の要件を満たす見込みである者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院事務局管財課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院事務局管財課施設担当（外来・中央診療棟4階）

電話 0858-22-8181（代表番号）

(2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7431

(3) 入札説明書の交付方法

平成29年1月13日（金）から同月27日（金）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県立厚生病院（<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyoun/>））から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成29年1月13日（金）から同月27日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成29年2月28日（火）午前10時30分。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月27日（月）午後5時までとする。

イ 場所

倉吉市東昭和町 150 鳥取県立厚生病院第3会議室（外来・中央診療棟5階）

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類（以下「事前提出資料」という。）を4の(1)の場所に平成29年2月10日（金）午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

(3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額を3で除して得た金額（以下、「支払予定年額」という。）の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有する者であって、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を供給できると判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とする場合がある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Kousei Hospital building 12,142,848 kWh
- (2) Delivery period : From 1 April, 2017 through 31 March, 2020
- (3) Delivery place : 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5:00 PM 10 February, 2017
- (5) Date and Time for the submission of tenders : 10:30 AM 28 February, 2017
Date and Time for the submission of tenders by registered mail : 5:00 PM 27 February, 2017
- (6) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishouwamachi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan
TEL:0858-22-8181

 随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 12 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 29 年 1 月 13 日

鳥取県立境港総合技術高等学校長 安 藤 順 一

- | | |
|--------------------|--|
| 1 調達件名及び数量 | 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第二種中間検査に係る整備及び修繕 一式 |
| 2 契約方式 | 随意契約 |
| 3 随意契約の相手方を決定した日 | 平成 28 年 12 月 16 日 |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地 | サンセイ株式会社下関工場
山口県下関市彦島本村町三丁目 5-1 |
| 5 契約金額 | 122,040,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 随意契約による理由 | 再度の入札に付したが落札者がなかったため。（地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号） |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県立境港総合技術高等学校
境港市竹内町 925 |